

HighSociety Japan 名称ロゴ使用規約

(第1条 目的)

- 1 この規約は、HighSociety Japan（以下、「本会」という）に係る名称ないしロゴ（以下、「名称ロゴ」という）の使用について定めるものである。
- 2 本会に係る名称ロゴは本会の財産であり、その使用については本会の定款ならびに本規約の規定に従うものとする。

(第2条 名称の定義)

- 1 本規約における「本会に係る名称」とは、以下の各号に掲げるものをいう。
 - 一 HighSociety Japan
 - 二 ハイソサエティジャパン
 - 三 その他、本会が上記各号に類似すると判断したもの
- 2 前項で掲げた名称に対し、片仮名・平仮名、アルファベットの大文字・小文字、中点の有無、および空白の有無のみを差異として持つ名称は、前項の名称と同一のものとして扱う。

(第3条 ロゴの定義)

- 1 本会のロゴは下記の図柄を指すものとし、本規約における「本会に係るロゴ」とは、下記もしくはそれに類似する図柄を指すものとする。



- 2 前項で記載したロゴについて、配色・カラーバランス・明るさ等を調整した図柄は、前項のロゴと同一のものとして扱う。

(第4条 公式な使用)

本会の運営企業は、本会の運営に必要と判断した用途において、本会の名称ロゴを任意に利用し、または利用させることができる。

(第5条 会員による利用)

- 1 会員は、下記の範囲内において本会の名称ロゴを使用することができる。
 - 一 本会の会員であることを表記または公言する場合
 - 二 Web または書籍等において、本会または本会の活動を紹介する場合
 - 三 会員が主催するイベントにおいて、会場等で目印のために使用する場合
 - 四 その他、本会が適切と認めた範囲内で使用する場合
- 2 前項の規定は、用途の営利性に関わらず有効とする。
- 3 前項の規定に関わらず、後述する禁止事項に該当する利用をしてはならない。

(第6条 禁止事項)

1 会員は、下記に掲げる内容で本会の名称ロゴを使用してはならない。

- 一 本会の公式な活動や声明と誤認させる、または公式であると誤解を招く表現での使用
- 二 本会のオリジナルグッズを転売する行為
- 三 本会が公式に販売するオリジナルグッズ以外の物品に本会の名称ロゴを印字する行為
- 四 本会とは無関係な物品等に、本会の名称ロゴを付して販売または配布する行為
- 五 誹謗中傷に該当する、もしくは公序良俗に反する行為
- 六 その他、本会が不適切と判断した行為

2 本会は前項に該当する内容で本会の名称ロゴを使用した会員に対し、利用差し止めを通達することができる。会員は、本会から利用差し止めの通達を受けた場合は速やかに名称ロゴの利用を取りやめなければならない。

3 前項の規定に関わらず、本会から事前に書面による利用許可を得た場合はこの限りではないものとする。

以上